

中央市事後審査型条件付き一般競争入札共通説明書

この中央市事後審査型条件付き一般競争入札共通説明書(以下「共通説明書」という。)は、中央市事後審査型条件付き一般競争入札実施要領(以下「実施要領」という。)に基づいて行う入札について適用する。

1. 入札に付する事項

入札公告(以下、「公告」という。)に示すとおり。

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

現に有効である「中央市入札参加資格審査登録業者一覧表」(以下「登録業者一覧表」という。)に記載されている者(共同企業体の結成を要件とする場合の共同企業体を含む。)で、次の各号に示す要件をいずれも満たしているほか、公告で掲げる要件をいずれも満たしている者。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 中央市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成18年中央市訓令第35号)の規定に基づく指名停止の措置期間が含まれていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、それぞれの申立てがなされている者であって、手続き開始決定後に競争入札参加資格の市長の再認定を受けている者はこの限りでない。
- (4) 入札日において、手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。
- (5) 入札日前6箇月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) その他市長が定めた資格を満たす者であること。

3. 入札・開札の日時及び場所

公告に示すとおり。

4. 入札参加申出に関する事項

実施要領第7条第1項の規定に基づき、受付期限を定めた場合は、次のとおりとする。

- (1) 受付期限 公告に示すとおり。
- (2) 提出書類 中央市事後審査型条件付き一般競争入札参加申出書(建設工事用)(様式1)、中央市事後審査型条件付き一般競争入札参加申出書(物品購入、業務委託用)(様式2)又は中央市事後審査型条件付き一般競争入札参加申出書(共同

企業体用) (様式3号) (以下「申出書」という。)

申出書は、[中央市ホームページ「申請書ダウンロード」](#)からダウンロードできます。

(3) 提出先 管財課入札契約担当 (以下「契約担当」という。)

電話：055-274-8517 FAX：055-274-7130

(4) 提出方法 申出書を契約担当まで FAX により提出し、その後必ず契約担当まで電話連絡をする。FAX により申出書が到着した場合、資格のある入札参加希望者への連絡はしないので、入札に必要な書類等の作成を行うこと。

5. 入札に付する内容を説明する日時及び場所

申請書等の作成説明会及び現場説明会は行わない。

6. 事業内容説明に関する事項

(1) 設計図書等を示す場所は、公告に示すとおり。

(2) 質疑応答 質問は、公告で示された締切日時までに、設計積算関係は担当課、入札関係は契約担当へ、指定の様式(中央市ホームページの「申請書ダウンロード」)により FAX で送付した後、必ず電話連絡すること。回答は、公告で示された日時までに、質問者にのみ FAX で送付し、ホームページで閲覧可能にする。質問者は FAX による回答受取りの電話連絡を必ず契約担当にすること。なお、質問のない者は、質問書の提出を要しない。

7. 提出書類

入札時に持参する提出書類は、次に掲げるものとする。指定の様式は、[中央市ホームページ「申請書ダウンロード」](#)からダウンロードして作成すること。

(1) 中央市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書 (様式第4号) 又は中央市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(共同企業体用) (様式第5号) (以下「申請書」という。)

(2) 中央市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件等総括表 (別紙1)

(3) 施工(業務)実績調書 (別紙2)

(4) 配置予定技術者調書 (別紙3) ※工事及び条件指定された委託等のみ提出

(5) 積算内訳書 (金額は入札書の金額と一致すること。)

積算根拠として提出を求める。提出しない場合は入札書を無効とする。

工事の場合のみ本工事費内訳書 (※明細書) の提出を求める。※明細書とは費目、工種、種別、細別 (レベル4) までのものをいう。

(6) それぞれの提出書類で指示する添付書類

(7) その他公告で指示する書類

(8) 提出書類は申請書を一番上にして、書類がばらばらにならないように一括してクリップ等で挟んで提出すること。封筒には入れない。

8. 入札等

(1) 入札の執行回数は1回とする。

(2) 入札参加者は、設計図書、仕様書及び現場等を熟覧、確認のうえ入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書等に疑義があるときは、公告で示した期限内に関係職員の説明を求めることができる。

- (3) 入札書は、公告で指定した入札日時、場所に、提出書類とともに直接持参しなければならない。それ以外は認めない。
- (4) 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札書は、指定の様式を使用するとともに、長形 3 号封筒に入れ、封筒の表面に、入札番号、件名、入札日、入札者の商号又は名称、住所、電話番号、FAX 番号を横書きで記載し、「入札書在中」と横書きで朱書きし、封かん封印（入札書と同一印）すること。なお、入札者の商号又は名称、住所、電話番号、FAX 番号の印刷された長形 3 号の自社封筒でもかまわない。提出書類と一緒に封筒には入れないこと。
- (6) 入札書は 1 通の封筒に当該入札案件の 1 枚だけとする。
- (7) 提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認めない。

9. 入札の辞退

実施要領第 7 条の規定により申出書を提出した場合にあつては、入札辞退届は、指定の様式を使用し、次の各号に掲げるところによる。なお、入札を辞退した者は、これを理由として辞退以後に不利益な取扱いを受けることはない。

- (1) 入札辞退届を直接持参する場合にあつては、入札日前は管財課まで、入札当日の開始時には入札場所に提出すること。
- (2) 入札辞退届を郵送する場合にあつては、入札日前日までに管財課に到着するものとする。この場合は、確認のため必ず電話連絡すること。

10. 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札にあつては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札候補者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者は、入札前に他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

11. 入札の延期又は中止

天災等の不可抗力や、入札参加者が連合し又は不穏な行動をなす場合等、やむを得ない理由や入札を公正に執行することができないと認めたときは、既に公告に付した事項の変更、当該入札の延期又は中止をすることがある。これらの場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は弁償の責任を負わないものとする。

12. 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がしたとき。
- (2) 入札に関して不正の行為があったとき。
- (3) 中央市財務規則第 160 条の適用がある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
- (4) 1 通の封筒に、2 枚以上の入札書が入っていたとき。
- (5) 記名押印を欠いていたとき。
- (6) 金額が訂正されていたとき。
- (7) 金額がゼロ円のとき。
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
- (9) 明らかに連合によると認められるとき。
- (10) 同一の入札で、資金的関係又は役員等人的関係（夫婦、親子及び兄弟姉妹関係を含む。）があるものが一緒に入札したとき。
- (11) 同一の入札で、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく中小企業等共同組合とその組合員と一緒に入札したとき。
- (12) 予定価格事前公表の入札において予定価格を超えたとき。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反したとき。

13. 開札の立会い

入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

14. 開札

- (1) 予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最も低い価格で入札した者から順に落札候補者とし、最も低いものから第 3 番目までの入札価格及び当該入札者の名前を読み上げ（入札者が 2 者以内であるときは、入札価格及び当該入札をした者の名前を読み上げ）、落札を保留し終了する。
- (2) 予定価格を超えた価格での入札、最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格より低い価格での入札をした者は失格とする。
- (3) 低入札価格調査基準価格を設けた場合にあっては、前項の落札候補者のほか、調査基準価格を下回る価格で入札した者もすべて保留とし、中央市低入札価格調査実施要領（平成 20 年中央市訓令第 12 号。以下「実施要領」という。）に基づく調査をし、その結果、適合した履行がされると認められたときは、価格の低い順に落札候補者となる。
- (4) 落札となるべき同価格での入札者が 2 者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。この場合において、当該入札者がいないときはこれに代わり入札（開札）事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) くじを委任する場合は、指定の委任状により委任すること。

15. 落札者の決定等

- (1) 落札者が決定するまで、最も入札価格の低い落札候補者から順に、提出書類を、提出日の翌日から起算して 3 日以内（閉庁日を除く。）に、審査を行う。

- (2) 審査の結果、第1番目の落札候補者が不合格となった場合は、新たに次の順位の者の審査を行う。
- (3) 審査の結果、落札候補者が合格したときは、落札者として決定し、速やかに中央市事後審査型条件付き一般競争入札落札者決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- (4) 落札決定までに、落札候補者が公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たさないものとする。
- (5) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないと認められた場合は、当該落札候補者に対して、中央市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格不適格通知書（様式第7号）（以下「不適格通知書」という。）を送付する。
- (6) 不適格通知書の送付を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して3日以内に入札参加資格を満たしていないとされた理由について説明要請書（様式第8号）により説明を求めることができる。
- (7) 不適格通知書の送付を受けた者は、市長が落札決定を受けた者と契約を締結すること及び入札の結果を公表することを妨げることはできない。

16. 提出書類の返却等

- (1) 提出書類は、一切返却しない。
- (2) 提出書類は、本市において競争入札参加資格の確認以外には、提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出書類の差替え及び再提出は認めない。

17. 入札保証金等

- (1) 入札参加者は、入札執行前に見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当者の指定する出納員又は取扱機関に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
- (2) 入札参加者は、入札保証金の納付を免除された理由が、入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付、又は提供する場合は、入札保証金については、中央市指定金融機関等に納付した場合は、領収書又はそれに代わる保証金保管証書預り証を、入札保証金に代わる担保については、会計管理者に納付した場合は、保管有価証券預り証を、入札前に提示しなければならない。
- (4) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては落札者の決定後にこれを還付する。

18. 違約金

中央市財務規則、中央市各契約約款及び中央市建設工事執行規則の規定による。

19. 契約保証金等

- (1) 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証

金又は契約保証金に代わる担保を納付、若しくは提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合はこの限りでない。

- (2) 落札者は、契約保証金を納付する場合には、契約担当者から納付書の交付を受けて指定金融機関等に現金を納付し、当該金融機関等が交付する領収書の写しを契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 落札者は、契約保証金に代わる担保を提供する場合には、当該担保が有価証券である場合には、保管有価証券納付書により会計管理者に納付し、会計管理者が交付する保管有価証券預り証の写しを契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 落札者は、提供する契約保証金に代わる担保が金融機関等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証である場合には、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

20. 入札保証金の振替

契約担当者において必要があると認める場合は、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を、契約保証金若しくは契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

21. 契約書等の提出

- (1) 契約書は、落札の通知を受けた日から 7 日以内に契約書案を提出しなければならない。ただし、契約担当者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- (3) 落札者は、議会の議決を要する契約にあつては、仮契約書の案を提出しなければならない。
- (4) 議会の議決を要する契約にあつては、議会の議決があつたときに本契約が成立する。ただし、議会の議決を得られなかったときは、この契約は無効となり、発注者は損害賠償の責を負わない。

22. 費用の負担

入札に係る申請書等の作成、提出などに要する一切の費用は、入札の結果にかかわらず入札参加者の負担とする。また、契約に要する経費は落札者の負担とする。

23. 異議の申立て

入札した者は、入札後、この説明書、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。